

# 崎県公報

令和3年12月20日(月曜日)号外 第67号

空 癷 行

印 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

百

る基準を定める条例の一部を改正する条例……(道路建設課)12

○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部

を改正する条例……………………(病院局) 14

○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改

正する条例………………(警察本部)14

例…………………………(財政課) 2 ○宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の

促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

○宮崎県税条例等の一部を改正する条例………(税務課)9 ○移動等円滑化のために必要な県道の構造に関す

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条

の一部を改正する条例………… ( // ) 22

## 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 改正の理由及び主な内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、手数料の改正等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年2月20日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県税条例等の一部を改正する条例(条例第41号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第42号)

1 改正の理由及び主な内容

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、自転車歩行者専用道路に関する規定を追 加する等、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)

1 改正の理由及び主な内容

県立宮崎病院に新たに特別室を設置することとしたため、県立病院の病室使用料の上限額を改める等、所要の改正を行うこ ととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和4年1月11日から施行することとしました。

#### ◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第44号)

1 改正の理由及び主な内容

鉄砲刀剣類所持等取締法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和4年3月15日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第 45号)

- 1 改正の理由及び主な内容 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の改正に伴い、所要の改正を行うこと としました。
- 2 施行期日 この条例は、公布の日から施行することとしました。

## 侧

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第40号

#### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (手数料) (手数料)

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び 附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

(1)~(452)の2 [略]

(452)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法 律第87号) 第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく長 期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 長期優良住 宅建築等計画認定申請手数料

(452)の4 [略]

(452)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項 の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に 対する審査 長期優良住宅建築等計画の譲受人決定に係る変更 認定申請手数料

(452)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定 に基づく<u>認定計画実施者</u>の地位の承継の承認の申請に対する審 査 長期優良住宅建築等認定計画実施者の地位の承継承認申請 手数料

(452)の7~(453) [略]

2~5 [略]

別表第2(第3条関係)

手 数 料	区	5	}	単 位	金 額	備考
[略]						
452の3	住宅の品	住宅を	1戸	建築物	7,000円	[略]
長期	質確保の	新築し		1棟に		
優良住	促進等に	ようと		つき		
宅建築	関する法	する場	1戸を	同	13,000円	
等計画	律(平成	合にお	超え5			
認定申	11年法律	ける認	戸以下			
請手数	第81号)	定申請	5戸を	同	23,000円	
料	第5条第	に係る	超え10			
	<u>1項</u> に規	住宅が	戸以下			
	定する <u>登</u>	その全	10戸を	同	34,000円	
	録住宅性	部又は	超え25			
	能評価機	一部を	戸以下			
	関(以下	なす建	25戸を	同	63,000円	

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び 附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げ る事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手 数料を納めなければならない。

(1)~(452)の2 [略]

(452)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法 律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優 良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 長期優良住宅建 築等計画認定申請手数料

(452)の4 [略]

(452)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項 又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認 定の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画の譲受人決定 等に係る変更認定申請手数料

(452)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定 に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承 継の承認の申請に対する審査 長期優良住宅建築等計画の認定 を受けた者の地位の承継承認申請手数料

(452)の7~(453) [略]

2~5 [略]

別実筆9 (筆3条関係)

万リ	表界2(	用3余関					
	手 数 料	X	5	}	単 位	金 額	備考
	[略]						
	452の3	住宅の品	住宅を	1戸	建築物	13,000円	[略]
	長期	質確保の	新築し		1棟に		
	優良住	促進等に	ようと		つき		
	宅建築	関する法	する場	1戸を	同	23,000円	
	等計画	律(平成	合にお	超え5			
	認定申	11年法律	ける認	戸以下			
	請手数	第81号)	定申請	5戸を	同	36,000円	
	料	第6条の	に係る	超え10			
		2第3項	住宅が	戸以下			
		に規定す	その全	10戸を	同	60,000円	
		る <u>確認書</u>	部又は	超え25			
		<u>(以下こ</u>	一部を	戸以下			
		の項及び	なす建	25戸を	同	95,000円	

ı				PH 210	Д 1	TIX.		1					
<u>「登録住</u>	築物の	超え50						<u>452の4</u>	築物の	超え50			
宅性能評	住宅の	戸以下						の項にお	住宅の	戸以下			
価機関」	戸数	50戸を	同	108,000円				いて「確	戸数	50戸を	同	145,000円	
という。		超え 1		===,===,				認書」と		超え 1	' '	===,===,	
		00戸以								00戸以			
<u>) により</u>								いう。)					
長期優良		下						又はその		下			
住宅の普		100戸	同	178,000円				<u>写し</u> の提		100戸	同	245,000円	
及の促進		を超え						出がある		を超え			
に関する		200戸						場合		200戸			
法律第6		以下								以下			
<u>条第1項</u>		200戸	同	219,000円						200戸	同	310,000円	
第1号、		を超え								を超え			
第2号、		300戸								300戸			
第4号及		以下								以下			
び第5号		300戸	E	234,000円						300戸	同	352,000円	
			ln]	<u>204, 000[ ]</u>							11-13	332,000[]	
に掲げる	120	超		0.000					12act 1:	超		10	
基準に適	住宅を	1戸	同	9,000円					住宅を	1戸	同	19,000円	
合すると	増築し	1戸を	同	18,000円					増築し		同	33,000円	
認められ	、又は	超え5							、又は	超え5			
た計画 (	改築し	戸以下							改築し	戸以下			
以下「事	ようと	5戸を	同	32,000円					ようと	5戸を	同	53,000円	
前審査適	する場	超え10							する場	超え10			
合計画」	合にお	戸以下							合にお	戸以下			
という。	ける認	10戸を	同	<u>46,000円</u>					ける認	10戸を	同	88,000円	
<u>) である</u>	定申請	超え25							定申請	超え25			
ことを証	に係る	戸以下							に係る	戸以下			
明する書	住宅が	25戸を	同	86,000円					住宅が	25戸を	同	141,000円	
類の提出	その全	超え50	, ,	==,===,					その全	超え50	' '		
がある場	部又は	戸以下							部又は	戸以下			
				147 0000								015 000E	
合	一部を	50戸を	[円]	147,000円					一部を	50戸を	同	215,000円	
	なす建								なす建	超え 1			
	築物の	00戸以							築物の	00戸以			
	住宅の	下							住宅の	下			
	戸数	100戸	同	243,000円					戸数	100戸	同	364,000円	
		を超え								を超え			
		200戸								200戸			
		以下								以下			
		200戸	同	298,000円			H			200戸	同	461,000円	
		を超え								を超え			
		300戸								300戸			
		以下								以下			
		300戸	同	318,000円						300戸	同	523,000円	
		超	1-3	210,000[]						超		020,000[]	
	初中市		E	15 00017				A ウッロ	初中市			19 0000	
登録住宅	認定申	1戸	同日	<u>15,000円</u>				住宅の品	認定申	1戸	同	13,000円	
性能評価	請に係	1戸を	同	47,000円				質確保の	請に係	1戸を	同	23,000円	
機関が交	る住宅	超え5						促進等に	る住宅	超え5			
付した住	がその	戸以下						関する法	がその	戸以下			
宅性能評	全部又	5戸を	同	76,000円				律第6条	全部又	5戸を	同	36,000円	
価書の提	は一部	超え10						の2第4	は一部	超え10			
出がある	をなす	戸以下						項の規定	をなす	戸以下			
場合	建築物	10戸を	同	145,000円				により確	建築物	10戸を	同	60,000円	
	の住宅	超え25						認の結果	の住宅	超え25			
	の戸数	戸以下						を記載し	の戸数	戸以下			
		25戸を	同	247,000円				た住宅性		25戸を	同	95,000円	
				31., 500[]						/ -	Ι.,	55,000[]	

15 1	 		(刀唯	/	5/1 95 07		_	 ᄤ	<u></u>	<u> </u>	FIX		
			超え50						能評価書		超え50		
			戸以下						<u>(以下「</u>		戸以下		
			50戸を	同	392,000円	1			住宅性能		50戸を	同	145,000円
			超え 1						評価書」		超え 1		
			00戸以						という。		00戸以		
			下						<u>ファッ</u> <u>)又はそ</u>		下		
			100戸	同	712,000円				<u>の写し</u> の		100戸	同	245,000円
			を超え	173	112,000[]				提出があ		を超え	1-3	270,000[]
			200戸						る場合		200戸		
			以下								以下		
			200戸	同	978,000円						200戸	同	310,000円
			を超え								を超え		
			300戸								300戸		
			以下								以下		
			300戸	同	1,176,000円						300戸	同	352,000円
			超								超		
	事前審査	住宅を	1戸	同	51,000円				確認書若	住宅を	1戸	同	48,000円
	適合計画	新築し	1戸を	同	121,000円				しくは住	新築し	1戸を	司	112,000円
	であるこ	ようと	超え5						<u>宅性能評</u>	ようと	超え5		
	<u>とを証明</u>	する場	戸以下						<u>価書又は</u>	する場	戸以下		
	する書類	合にお	5戸を	同	194,000円	1			<u>これらの</u>	合にお	5戸を	同	178,000円
	の提出が	ける認	超え10						<u>写し</u> の提	ける認	超え10		
	ない場合	定申請	戸以下						出がない	定申請	戸以下		
		に係る	10戸を	同	384,000円				場合	に係る	10戸を	同	352,000円
		住宅が	超え25							住宅が	超え25	'	, 0001 1
		その全	戸以下							その全	戸以下		
		部又は	25戸を	同	687,000円					部又は	25戸を	同	630,000円
				IH]	001,000円							ln]	050,000円
		一部を	超え50							一部を	超え50		
		なす建	戸以下		1 101 0005					なす建	戸以下		1 004 0005
		築物の	50戸を		1, 181, 000円					築物の	50戸を	II]	1,084,000円
		住宅の	超え 1							住宅の	超え 1		
		戸数	00戸以							戸数	00戸以		
			下								下		
			100戸	同	2, 187, 000円						100戸	同	2,006,000円
			を超え								を超え		
			200戸								200戸		
			以下								以下		
			200戸	同	3, 127, 000円						200戸	同	2,870,000円
			を超え								を超え		
			300戸								300戸		
			以下								以下		
			300戸	同	3,832,000円						300戸	同	3,518,000円
			超								超		
		住宅を	1戸	同	72,000円					住宅を	1戸	同	71,000円
		増築し	1戸を		169,000円	1				増築し	1戸を	同	166,000円
		、又は	超え5							、又は	超え5	'	
		、へは	戸以下							改築し	戸以下		
		ようと	5戸を	同	271,000円					ようと	5戸を	同	264,000円
				[H]	411,000円							[H]	<u>204, 000円</u>
		する場	超え10							する場	超え10		
		合にお	戸以下		505					合にお	戸以下		
		ける認	10戸を	司	537,000円					ける認	10戸を	同	522,000円
		定申請	超え25							定申請	超え25		
		に係る	戸以下							に係る	戸以下		
		住宅が	25戸を	同	961,000円					住宅が	25戸を	同	936,000円

		1		_ <del></del>	뿌	<u>不</u>	<b>A</b>	FIX		ли о <u>-</u>	1 7		,,,,,		95 U/ 5	
		その全	超え50								その全	超え50				
		部又は	戸以下								部又は	戸以下				
		一部を	50戸を	同	1,653,00	0円					一部を	50戸を	同	1,611,000円		
		なす建	超え 1								なす建	超え 1		-		
		築物の	00戸以								築物の	00戸以				
		住宅の	下								住宅の	下				
		戸数	100戸	同	3,060,00	0円					戸数	100戸	同	2, 982, 000円		
			を超え									を超え				
			200戸									200戸				
			以下									以下				
			200戸	同	4, 377, 00	0円						200戸	同	<u>4,266,000円</u>		
			を超え									を超え				
			300戸									300戸				
			以下									以下				
			300戸	同	5, 365, 00	ηШ						300戸	同	5, 230, 000円		
			超	l <sub>1</sub> -i	0,000,000	01.1						超	li-i	0, 200, 0001 1		
150 = 1	++ 1.45	0.4		7-12 Arte d.L.		0.000			150 = 1	++ Lute: /	0.44		7-ts 64-s14-	2 222E		
452の 4	基本額	住宅を	1戸	建築物	7,00	<u>0H</u>	[略]		452の 4	基本額(	住宅を	1戸	建築物	<u>6,000円</u>	[略]	
長期		新築し		1棟に					長期	住宅性能	新築し		1棟に			
優良住		ようと		つき					優良住	評価書又	ようと		つき			
宅建築		する場	1戸を	同	<u>13, 00</u>	0円			宅建築	<u>はその写</u>	する場	1戸を	同	12,000円		
等計画		合にお	超え5						等計画	<u>しの提出</u>	合にお	超え5				
変更認		ける認	戸以下						変更認	がある場	ける認	戸以下				
定申請		定申請	5戸を	同	23,00	0円			定申請	合を除く	定申請	5戸を	同	21,000円		
手数料		に係る	超え10						手数料	<u>。)</u>	に係る	超え10				
		住宅が	戸以下								住宅が	戸以下				
		その全	10戸を	同	34,00	0円					その全	10戸を	同	30,000円		
		部又は	超え25								部又は	超え25				
		一部を	戸以下								一部を	戸以下				
		なす建	25戸を	同	63,00	nШ					なす建	25戸を	同	55,000円		
		築物の	超え50		00,00	01.3					築物の	超え50	120	00,0001 1		
		住宅の									住宅の					
			戸以下		100.00	0.00						戸以下		05 000 H		
		戸数	50戸を		108,00	<u>0H</u>					戸数	50戸を	同	95,000円		
			超え 1									超え 1				
			00戸以									00戸以				
			下									下				
			100戸	同	<u>178, 00</u>	0円						100戸	同	157,000円		
			を超え									を超え				
			200戸									200戸				
			以下									以下				
			200戸	同	219,00	0円						200戸	同	193,000円		
			を超え									を超え				
			300戸									300戸				
			以下									以下				
			300戸	la l	234,00	0円						300戸	同	206,000円		
			超									超		===,===, 3		
		住宅を	[略]								住宅を	[略]				
					10.00	ОΠ							⊟	17 000⊞		
		増築し	1戸を		18,00						増築し	1戸を	司	17,000円		
		、又は	超え5								、又は	超え5				
		改築し	戸以下			0.55					改築し	戸以下		±=		
		ようと	5戸を	同	32,00	0円					ようと	5戸を	同	31,000円		
		する場	超え10								する場	超え10				
		合にお	戸以下			$\Box$					合にお	戸以下				
		ける認	10戸を	同	46,00	0円					ける認	10戸を	同	44,000円		
		定申請	超え25								定申請	超え25				

令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 号外 第 67 号 **宮 崎 県 公 報** 

JAH O	+ 12 /1	20 H	(ノファ)性	. H /	5/r x5 0/	٠. ر		_=	 'PJ	ᇧ	<u> </u>	ŦK		
		に係る	戸以下								に係る	戸以下		
		住宅が	25戸を	同	86,000円						住宅が	25戸を	同	82,000円
		その全	超え50								その全	超え50		
		部又は	戸以下								部又は	戸以下		
		一部を	50戸を	同	147,000円						一部を	50戸を	同	142,000円
		なす建									なす建	超え 1		
		築物の	00戸以								築物の	00戸以		
		住宅の	下								住宅の	下		
				e	949 00017									999 000
		戸数	100戸	[1]	243,000円						戸数	100戸	IFI	233,000円
			を超え									を超え		
			200戸									200戸		
			以下									以下		
			200戸	同	298,000円							200戸	同	287,000円
			を超え									を超え		
			300戸									300戸		
			以下									以下	L	
			300戸	同	318,000円							300戸	同	306,000円
			超									超		
	登録住宅	認定申	1戸	同	15,000円				Ì	基本額(	認定申	1戸	同	6,000円
	性能評価	請に係	1戸を		47,000円					住宅性能	請に係	1戸を		12,000円
	機関が交	る住宅	超え5							評価書又	る住宅	超え5		
	付した住	がその	戸以下							はその写	がその	戸以下		
	空性能評	全部又	万万を	同	76,000円					しの提出	全部又	5戸を	lel lel	21,000円
				[H]	10,000 <u>H</u>								IH)	41,000円
	価書の提出がまる	は一部	超え10							がある場	は一部	超え10		
	出がある	をなす	戸以下	-						合に限る	をなす	戸以下		
	場合	建築物	10戸を	同	145,000円					<u>。)</u>	建築物	10戸を	同	30,000円
		の住宅									の住宅	超え25		
		の戸数									の戸数	戸以下		
			25戸を	同	247,000円							25戸を	同	55,000円
			超え50									超え50		
			戸以下									戸以下		
			50戸を	同	392,000円							50戸を	同	95,000円
			超え 1									超え 1		
			00戸以									00戸以		
			下									下		
			100戸	同	712,000円							100戸	同	157,000円
			を超え									を超え		
			200戸									200戸		
			以下									以下		
			200戸	同	978,000円							200戸	同	193,000円
			を超え									を超え		
			300戸									300戸		
			以下											
				E	1 170 000							以下		20€ 000⊞
			300戸	[1]	1,176,000円							300戸	IFI	206,000円
			超							- " :	<u> </u>	超		
	長期優良	住宅を	1戸	同	38,000円					長期優良	住宅を	1戸	同	35,000円
	住宅の普	新築し	1戸を	同	97,000円					住宅の普	新築し	1戸を	同	89,000円
	及の促進	ようと	超え5							及の促進	ようと	超え5		
	に関する	する場	戸以下							に関する	する場	戸以下		
	法律第6	合にお	5戸を	同	153,000円					法律第6	合にお	5戸を	同	142,000円
	条第1項	ける認	超え10							条第1項	ける認	超え10		
	<b>第1</b> 思 7	定申請	戸以下							第1号に	定申請	戸以下		
	第1号に					1	1				1			
	掲げる基	に係る	10戸を	同	316,000円					掲げる基	に係る	10戸を	同	292,000円

		1	卢	ᄣ	ᅏ	<u> </u>	ŦIX	-	 риц О т	1- 14 /	, 20 1	_ \ <i>J</i>	唯ロ/ ケバー
変更があ	その全	戸以下							変更があ	その全	戸以下		
る場合(	部又は	25戸を	同	578,	,000円				る場合(	部又は	25戸を	同	535,000円
変更後の	一部を	超え50							確認書若	一部を	超え50		
長期優良	なす建	戸以下							<u>しくは住</u>	なす建	戸以下		
住宅建築	築物の	50戸を	同	<u>1, 01</u> 6,	,000円				宅性能評	築物の	50戸を	同	939,000円
等計画が	住宅の	超え 1							価書又は	住宅の	超え 1		
事前審査	戸数	00戸以							これらの	戸数	00戸以		
	, 50	下								7 300	下		
適合計画				1 000	000				写しの提出がまる				1 701 0005
である場		100戸	[1]	1, 906,	,000円				出がある		100戸		1,761,000円
<u>合</u> を除く		を超え							場合を除		を超え		
。)の加		200戸							く。)の		200戸		
算額		以下							加算額		以下		
		200戸	同	<u>2, 770,</u>	,000円						200戸	同	2,559,000円
		を超え									を超え		
		300戸									300戸		
		以下									以下		
		300戸	同	3, 426.	,000円						300戸	同	3, 166, 000円
		超		_, -20,							超		
	住宅を	1戸	同	59	,000円					住宅を	1戸	同	52,000円
	増築し									増築し			
		1戸を	同	135,	,000円						1戸を	同	133,000円
	、又は									、又は	超え5		
	改築し	戸以下								改築し	戸以下		
	ようと	5戸を	同	<u>215</u> ,	,000円					ようと	5戸を	同	211,000円
	する場	超え10								する場	超え10		
	合にお	戸以下								合にお	戸以下		
	ける認	10戸を	同	443,	,000円					ける認	10戸を	同	434,000円
	定申請	超え25								定申請	超え25		
	に係る	戸以下								に係る	戸以下		
	住宅が	25戸を	同	811,	,000円					住宅が	25戸を	同	795,000円
	その全	超え50								その全	超え50		
	部又は	戸以下								部又は	戸以下		
	一部を		同	1. 495	,000円					一部を	50戸を	同	1,396,000円
		超え 1	1. 3	1, 720,	, 5501 ]						超え 1	in d	1,000,000[]
	築物の	00戸以								築物の	00戸以		
	住宅の	下								住宅の	下		1
	戸数	100戸	同	2, 673,	,000円					戸数	100戸	同	2,618,000円
		を超え									を超え		
		200戸									200戸		
		以下									以下		
		200戸	同	3, 885,	,000円						200戸	同	3,805,000円
		を超え									を超え		
		300戸									300戸		
		以下									以下		
		300戸	同	4, 805,	,000円						300戸	同	4,707,000円
		超		-	_						超		
長期優良	住宅を	[略]							長期優良	住宅を	[略]		
住宅の普	新築し	1戸を		11	,000円				住宅の普	新築し	1戸を		10,000円
			leil	11,	, 000[]							IH)	10,000円
及の促進	ようと	超え5							及の促進	ようと	超え5		
に関する	する場	戸以下							に関する	する場	戸以下		
法律第6	合にお	5戸を	同	<u>16.</u>	,000円				法律第6	合にお	5戸を	同	14,000円
条第1項	ける認	超え10							条第1項	ける認	超え10		
第2号、	定申請	戸以下							第2号、	定申請	戸以下		
						I	- 1	1 1	1	1		1	
<u>第4号</u> 又	に係る	10戸を	同	<u>32,</u>	,000円				<u>第5号</u> 又	に係る	10戸を	司	29,000円

令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 号外 第 67 号 **宮 崎 県 公 報** 

ט אוינו	+ 12 7	20 H	○○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	н,	ラバ <del>カ 0</del> /	٠.,		卢	뿌	៸ᠵ	<u>ム</u>	FIX		
	に掲げる	その全	戸以下							に掲げる	その全	戸以下		
	基準に係	部又は	25戸を	同	<u>44,000円</u>					基準に係	部又は	25戸を	同	39,000円
	る変更が	一部を	超え50		_					る変更が	一部を	超え50		
	ある場合	なす建	戸以下							ある場合	なす建	戸以下		
	(変更後	築物の	50戸を	同	55,000円					の加算額	築物の	50戸を	同	48,000円
	の長期優	住宅の	超え 1								住宅の	超え 1		
	良住宅建	戸数	00戸以								戸数	00戸以		
	築等計画	7 90	下								/ %X	下		
					00.000 m									07.000 E
	が事前審		100戸	回	99,000円							100戸	[11]	87,000円
	<u> 査適合計</u>		を超え									を超え		
	画である		200戸									200戸		
	場合を除		以下									以下		
	<u>く。)</u> の		200戸	同	131,000円							200戸	同	116,000円
	加算額		を超え									を超え		
			300戸									300戸		
			以下									以下		
			300戸	同	164,000円							300戸	同	145,000円
			超									超		
		住宅を	[略]								住宅を	[略]		I
		増築し	1戸を		15,000円						増築し	1戸を		14,000円
		、又は	超え5	123	10,00011						、又は	超え5	1~3	11,000/1
		改築し	戸以下								改築し	戸以下		
		ようと	[略]								ようと	[略]	_	
		する場	10戸を	同	45,000円							10戸を	同	43,000円
		合にお	超え25								合にお	超え25		
		ける認	戸以下								ける認	戸以下		
		定申請	25戸を	同	<u>60,000円</u>						定申請	25戸を	同	<u>57,000円</u>
		に係る	超え50								に係る	超え50		
		住宅が	戸以下								住宅が	戸以下		
		その全	50戸を	同	75,000円						その全	50戸を	同	72,000円
		部又は	超え 1								部又は	超え 1		
		一部を	00戸以								一部を	00戸以		
		なす建	下								なす建	下		
		築物の	100戸	同	134,000円						築物の	100戸	同	129,000円
		住宅の	を超え								住宅の	を超え		
		戸数	200戸								戸数	200戸		
		/ %^	以下									以下		
				同	170 000⊞							200戸	同	172,000円
				[H]	179,000円								[H]	114,000円
			を超え									を超え		
			300戸									300戸		
			以下									以下		
			300戸	同	<u>224,000円</u>							300戸	同	215,000円
			超					-				超		
452の 5				1件に	7,000円				452の 5				1件に	<u>6,000円</u>
長期				つき					長期				つき	
優良住									優良住					
宅建築									宅建築					
等計画									等計画					
の譲受									の譲受					
人決定									人決定					
に係る									等に係					
変更認									<u>る変更</u>					
									認定申					
<u>定申請</u> <u>手数料</u>									請手数					

452の 6	1件に	7,000円	
長期	つき		
優良住			
<u>宅建築</u>			
等認定			
計画実			
施者の			
地位の			
承継承			
認申請			
<u>手数料</u>			
[略]			

料			
452の 6	1件に	6,000円	
長期	つき		
優良住			
<u>宅建築</u>			
等計画			
の認定			
<u>を受け</u>			
<u>た者の</u>			
地位の			
承継承			
認申請			
<u>手数料</u>			
[略]			

附則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

宮崎県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第41号

#### 宮崎県税条例等の一部を改正する条例

(宮崎県税条例の一部改正)

第1条 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

l	改正前	改正後
l	(法人の均等割の税率)	(法人の均等割の税率)
ı	Attorior Employee	felt out for Finds

第31条 【略】

2 • 3 [略]

4 法第52条第2項第3号に掲げる法人(保険業法に規定する相互 会社を除く。)の資本金等の額が、同号に定める日現在における 資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たな い場合における第1項の規定の適用については、同項の表中「資 本金等の額が」とあるのは、「法第52条第2項第3号に定める日 現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金 の額が」とする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税 の徴収猶予の取消し)

第31条の9 知事は、法第55条の2第1項又は法第55条の4第1項 の規定により県民税について徴収の猶予を受けた法人が法第55条 の 2 第 4 項各号  $\overline{\underline{\mathsf{Z}}}$  は法第55条の 4 第 4 項各号  $\overline{\underline{\mathsf{Q}}}$  のいずれかに該当す るときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る県民税を 徴収する。

(法人の事業税の税率等)

第32条 [略]

2 電気供給業(小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規 定するものをいう。次項において同じ。) 及び発電事業等(同号 に規定するものをいう。次項において同じ。)を除く。)、ガス 供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年 度の収入金額に 100分の1の税率を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>及び発電事業等</u>に対する事 | 3 電気供給業のうち、小売電気事業等<u>、発電事業等及び特定卸供</u>

第31条 【略】

2 • 3 [略]

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税 の徴収猶予の取消し)

第31条の9 知事は、法第55条の2第1項の規定により県民税につ いて徴収の猶予を受けた法人が法第55条の2第4項各号のいずれ かに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係 る県民税を徴収する。

(法人の事業税の税率等)

第32条 [略]

2 電気供給業(小売電気事業等(法第72条の2第1項第3号に規 定するものをいう。次項において同じ。)、発電事業等(同号に 規定するものをいう。次項において同じ。)及び特定卸供給事業 <u>(同号に規定するものをいう。次項において同じ。)</u>を除く。) 、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各 事業年度の収入金額に 100分の1の税率を乗じて得た金額とする

宮崎県公報

業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める金額とする。

(1)・(2) [略]

4 「略]

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の取消し)

第32条の3の2 知事は、法第72条の39の2第1項<u>又は法第72条の39の4第1項</u>の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が法第72条の39の2第4項各号<u>又は法第72条の39の4第4項各</u>号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を徴収する。

(ゴルフ場利用税の帳簿書類等の保存義務)

第51条 [略]

2 • 3 [略]

4 前項に規定する電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存については、法第7章(<u>第 752条及び</u>第 755条を除く。)の規定の例による。

附則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

- 第6条 昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分<u>及び各連結事業年度分</u>の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。
- 2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2の個別帰属法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。(1)・(2) [略]
- 3 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である旨又は資本若しくは出資を有しないものである旨の判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。
- 4 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第 2項の法人税額<u>又は個別帰属法人税額</u>が年 1,000万円以下である 旨の判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割さ れる前の法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。
- 5 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。)、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6箇月を経過した日の前日までに前事業年度又は前連結事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額によるものとする。

<u>給事業</u>に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)・(2) [略]

4 「略]

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税 の徴収猶予の取消し)

第32条の3の2 知事は、法第72条の39の2第1項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が法第72条の39の2第4項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を徴収する。

(ゴルフ場利用税の帳簿書類等の保存義務)

第51条 「略]

2 • 3 [略]

4 前項に規定する電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの保存については、法第7章(第755条を除く。)の規定の例による。

附則

(法人の県民税の法人税割の税率の特例)

- 第6条 昭和51年2月1日から令和8年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第30条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。
- 2 法人のうち次に掲げるものであって、法人税割の課税標準となる法人税額(法第23条第1項第4号の法人税額をいう。以下同じ。)が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。

(1)・(2) [略]

- 3 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である旨又は資本若しくは出資を有しないものである旨の判定は、法第52条第2項第1号<u>及び第2号</u>に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする
- 4 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第 2項の法人税額が年 1,000万円以下である旨の判定は、法第57条 第1項の規定により関係都道府県に分割される前の法人税額によ るものとする。
- 5 法人税額の課税標準の算定期間が1年に満たない法人に対する第2項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは「1,000万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。この場合において、法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。)、第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下である旨の判定は、当該事業年度開始の日から6箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額によるものとする。

6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 [略]

2 平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年 度に係る法人の事業税についての第32条及び前項の規定の適用に <u>ついては、第32条第1項第1号ゥの表中「 100分の 1.9」とある</u> のは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分 の 0.5」と、「100分の 3.6」とあるのは「100分の 0.7」と、 同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と 、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号 の表中「 100分の 5 」とあるのは「 100分の 3.4」と、「 100分 の 7.3」とあるのは「 100分の 5.1」と、「 100分の 9.6」とあ るのは「 100分の 6.7」と、同条第2項中「 100分の 1.3」とあ るのは「100分の0.9」と、同条第3項第1号ゥ中「100分の3 .6」とあるのは「 100分の 0.7」と、同項第2号中「 100分の 6 <u>.6」とあるのは「 100分の 4.6」と、同項第3号中「 100分の 9</u> .6」とあるのは「100分の6.7」と、前項中「100分の6.6」と あるのは「100分の4.6」と、「100分の7.9」とあるのは「1 00分の 5.5」とする。

6 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第7条 [略]

(宮崎県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 宮崎県産業廃棄物税条例(平成16年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(帳簿の保存等)	(帳簿の保存等)
第18条 [略]	第18条 [略]
2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して	2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して
作成する場合については、法第7章 <u>(第 752条を除く。)</u> の規定	作成する場合については、法第7章の規定の例による。
の例による。	

(宮崎県森林環境税条例の一部改正)

第3条 宮崎県森林環境税条例(平成18年宮崎県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前改正後(法人の県民税の均等割の税率の特例)(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度<u>若しくは各連結事業年度</u>又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項から第4項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間(以下この条において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中宮崎県税条例附則第7条第2項を削る改正規定 公布の日
- (2) 第1条中宮崎県税条例第51条第4項の改正規定及び第2条の規定 令和4年1月1日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。)第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(以下「旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

- 3 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行 日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事 業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。以下同じ。)分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の宮崎県税条 例(以下「改正前の条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。
- 4 第3条の規定による改正後の宮崎県森林環境税条例第4条の規定は、施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年 度が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。
- 5 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行 日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、第3条の規定による改正前の宮崎県森林環境税条例第4条の規定は、なおそ の効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

- 6 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に 開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。
- 7 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税につい ては、改正前の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第42号

#### 移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例(平成24年宮崎県条例第66号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる相定を同表の改正後の欄に掲げる相定に下線で示すように改正する

改正前	改正後							
目次	目次							
第1章 [略]	第1章 [略]							
第2章 步道等(第3条一第11条)	第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路の構造(第3条一第11							
	条)							
第3章 立体横断施設(第12条—第17条)	第3章 立体横断施設 <u>の構造</u> (第12条―第17条)							
第4章 乗合自動車停留所(第18条・第19条)	第4章 乗合自動車停留所の構造(第18条・第19条)							
第5章 自動車駐車場(第20条一第30条)	第5章 自動車駐車場の構造(第20条―第30条)							
第6章 [略]	第6章 [略]							
	附則							
(用語の定義)	(用語の定義)							
第2条 この条例において使用する用語は、法及び移動等円滑化の	第2条 この条例において使用する用語は、法及び移動等円滑化の							

第2章 歩道等

第3条 県道(自転車歩行者道を設ける県道を除く。)には、歩道|第3条 県道(自転車歩行者道を設けるもの及び自転車歩行者専用 を設けるものとする。

ために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国

土交通省令第 116号) において使用する用語の例による。

(有効幅員)

第4条 [略]

2 [略]

3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の有効幅 4 歩道若しくは自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)又は 員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定 めるものとする。

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることがで|第5条 歩道等又は自転車歩行者専用道路の舗装は、雨水を地下に きる構造とするものとする。ただし、県道の構造、気象状況その

ために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役 務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省 令第 116号) において使用する用語の例による。

第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路の構造 (歩道)

道路であるものを除く。)には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 [略]

2 「略]

- 3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道の構造の技術的基準 を定める条例第42条第1項に規定する幅員の値以上とするものと する。
- 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行 者専用道路の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるも のとする。

円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、

他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い 仕上げとするものとする。

(勾配)

- 第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント 以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する 場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設

(エレベーター)

- 第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは 、次に定める構造とするものとする。
  - (1) <u>かご</u>の内法幅は 1.5メートル以上とし、内法奥行きは 1.5メートル以上とすること。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、<u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの (開閉する<u>かご</u>の出入口を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は 1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
  - (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
  - (4) <u>かご</u>内に、車椅子使用者が乗降する際に<u>かご</u>及び昇降路の 出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規 定する基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでな い。
  - (5) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類する ものがはめ込まれていることにより、<u>かご外からかご内が</u>視覚 的に確認できる構造とすること。
  - (6) かご内に手すりを設けること。
  - (7) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を いけること
  - (8) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が停止する予定の階及び<u>かご</u>の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。
  - (9) <u>かご</u>内に、<u>かご</u>が到着する階並びに<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
  - (10) <u>かご</u>内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる 位置に操作盤を設けること。
  - (11) <u>かご</u>内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視 覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により 視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
  - (12) 「略]
  - (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する<u>かご</u>の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。ただし、<u>かご</u>内に<u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場

- 県道の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 2 歩道等又は自転車歩行者専用道路の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

(勾配

- 第6条 歩道等<u>又は自転車歩行者専用道路</u>の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- 2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)<u>又は自転車歩行者専用道路</u>の 横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条 第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理 由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とする ことができる。

第3章 立体横断施設の構造

(エレベーター)

- 第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは 、次に定める構造とするものとする。
  - (1)  ${ ilde{m}}$ の内法幅は 1.5メートル以上とし、内法奥行きは 1.5メートル以上とすること。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、<u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する<u>籠</u>の出入口を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられているものに限る。)にあっては、内法幅は 1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
  - (3) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に規定する基準 に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし 、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては80セ ンチメートル以上とすること。
  - (4) <u>籠</u>内に、車椅子使用者が乗降する際に<u>籠</u>及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
  - (5) <u>籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること</u>により、<u>籠外にいる者と籠内にいる者が互いに</u>視覚的に確認できる構造とすること。
  - (6) 籠内に手すりを設けること。
  - (7) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
  - (8) <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が停止する予定の階及び<u>籠</u>の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。
  - (9) <u>籠</u>内に、<u>籠</u>が到着する階並びに<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
  - (10) <u>籠</u>内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
  - (11) <u>籠</u>内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚 障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視 覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
  - (12) 「略]
  - (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。 ただし、<u>籠</u>内に<u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸が開いた時に<u>籠</u>の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合におい

## 宮崎県公報 ては、この限りでない。

合においては、この限りでない。

(傾斜路)

場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)~(10) [略]

第4章 乗合自動車停留所

第5章 自動車駐車場

(視覚障害者誘導用ブロック)

第32条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動| 車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要で あると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する ものとする。

2 • 3 [略]

(休憩施設)

第33条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるも のとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存 する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては 、この限りでない。

(昭明施設)

第34条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設ける ものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設 の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでな W

2 [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊|第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊 場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とす るものとする。

(1)~(10) [略]

(傾斜路)

第4章 乗合自動車停留所の構造

第5章 自動車駐車場の構造

(視覚障害者誘導用ブロック)

第32条 歩道等、自転車歩行者専用道路、立体横断施設の通路、乗 合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動 等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘 導用ブロックを敷設するものとする。

2 • 3 [略]

(休憩施設)

第33条 歩道等又は自転車歩行者専用道路には、適当な間隔でベン チ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代 替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりや むを得ない場合においては、この限りでない。

(昭明施設)

第34条 歩道等、自転車歩行者専用道路及び立体横断施設には、照 明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該 歩道等、自転車歩行者専用道路及び立体横断施設の路面の照度が 十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 「略]

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第43号

#### 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

号)第 243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならな い場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である場合 とする。

別表第2(第6条関係)

•	24011 - (011 - 014104	F 1-2		
	料 金 等	単 位	金	額
	1 病室使用料	1日につき	13,200円を超に	えない範囲内に
			おいて管理者を	が定める額
	[略]			
	「略]			

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67 | 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67 号)第 243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事 する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければな らない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100万円以上である 場合とする。

別表第2(第6条関係)

料 金 等	単 位	金額
1 病室使用料	1日につき	<u>17,800円</u> を超えない範囲内に
		おいて管理者が定める額
[略]		

この条例は、令和4年1月11日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第44号

#### 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

#### (手数料)

- 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項並び に附則第2項及び第4項において「申請等」という。)により次 の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲 げる名称の手数料を納めなければならない。
  - (1)~(35)の2 [略]
  - (36) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃 刀法」という。)第4条第1項の規定に基づく<u>銃砲又は</u>刀剣類 の所持の許可の申請に対する審査 <u>銃砲又は刀剣類所持許可申</u> 請手数料
  - (36)の2・(37) 「略]
  - (38)・(38)の2 [略]
  - (39) 銃刀法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の<u>銃砲</u>又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類所持許可申請手数料
  - (40) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく<u>銃砲</u>又は刀剣類所持許 可証の書換え 銃砲又は刀剣類所持許可証書換え手数料
  - (41) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく<u>銃砲</u>又は刀剣類所持許 可証の再交付 <u>銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料</u>
  - (42) 銃刀法第7条の3第2項の規定に基づく銃刀法第4条第1 項第1号の規定による猟銃<u>又は空気銃の</u>所持の許可の更新の申 請に対する審査 猟銃又は空気銃所持許可更新申請手数料
  - (43) [略]
  - (44) 銃刀法第9条の10第2項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 射撃練習資格認定申請手数料
  - (44)の2~(44)の5 「略]
  - (45) 「略]
  - (46) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第 1項の規定に基づく銃刀法に規定する<u>けん銃等</u>又は猟銃に<u>もっぱら</u>使用される火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査 猟 銃用火薬類譲渡許可申請手数料
  - (47) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第 1項の規定に基づく銃刀法に規定する<u>けん銃等</u>又は猟銃に<u>もっ</u> <u>ぱら</u>使用される火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査 猟 銃用火薬類譲受許可申請手数料
  - (48) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第24条第 1項の規定に基づく銃刀法に規定する<u>けん銃等</u>又は猟銃に<u>もっ</u> <u>ぱら</u>使用される火薬類の輸入の許可の申請に対する審査 猟銃 用火薬類輸入許可申請手数料

(49)~(74) 「略]

第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項並び に附則第2項及び第4項において「申請等」という。)により次 の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲 げる名称の手数料を納めなければならない。

改正後

(1)~(35)の2 [略]

(手数料)

- (36) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃 刀法」という。)第4条第1項の規定に基づく<u>銃砲等又は</u>刀剣 類の所持の許可の申請に対する審査 <u>銃砲等又は刀剣類所持許</u> 可申請手数料
- (36)の2・(37) 「略]
- (37)の2 銃刀法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習 クロスボウの取扱いに関する講習手数料
- (38)・(38)の2 [略]
- (39) 銃刀法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の<u>銃砲等</u>又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査 国際競技に参加する外国人に対する銃砲等又は刀剣 類所持許可申請手数料
- (40) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく<u>銃砲等</u>又は刀剣類所持 許可証の書換え 銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料
- (41) 銃刀法第7条第2項の規定に基づく<u>銃砲等</u>又は刀剣類所持 許可証の再交付 <u>銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料</u>
- (42) 銃刀法第7条の3第2項の規定に基づく銃刀法第4条第1 項第1号の規定による猟銃<u>若しくは空気銃又はクロスボウの</u>所 持の許可の更新の申請に対する審査 <u>猟銃若しくは空気銃又は</u> クロスボウ所持許可更新申請手数料
- (43) [略]
- (44) 銃刀法第9条の10第2項の規定に基づく<u>猟銃、空気銃又は空気拳銃の</u>射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 <u>猟</u> 銃、空気銃又は空気拳銃射撃練習資格認定申請手数料
- (44)の2~(44)の5 [略]
- (44)の6 銃刀法第9条の16第1項の規定に基づくクロスボウの 射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査 クロスボウ射 撃練習資格認定申請手数料
- (45) [略]
- (46) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第 1項の規定に基づく銃刀法に規定する<u>拳銃等</u>又は猟銃に<u>専ら</u>使 用される火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査 猟銃用火 薬類譲渡許可申請手数料
- (47) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第17条第 1項の規定に基づく銃刀法に規定する<u>拳銃等</u>又は猟銃に<u>専ら</u>使 用される火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査 猟銃用火 薬類譲受許可申請手数料
- (48) 火薬類取締法第50条の2において読み替える同法第24条第 1項の規定に基づく銃刀法に規定する<u>拳銃等</u>又は猟銃に<u>専ら</u>使 用される火薬類の輸入の許可の申請に対する審査 猟銃用火薬 類輸入許可申請手数料
- (49)~(74) [略]

## 宮崎県公報

- 2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、 2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、 次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければ ならない。
- (1) 銃砲又は刀剣類所持許可証書換え手数料 書換えの時
- (2) <u>銃砲又は刀剣類所持許可証再交付手数料</u> 再交付の時
- (3)~(12) [略]

3~5 [略]

別表第9 (第3条関係)

表第2(	第3条関係)			,
手数料	区分	単位	金 額	備考
[略]				
36 <u>銃砲</u>	銃刀法第4条第1項第1号	[略]		銃刀法第4
<u>又は刀</u>	の規定による猟銃又は空気			条第1項第
剣類所	銃の所持の許可を現に受け			1号の規定
持許可	ている者で同号の規定に基			に基づく許
申請手	づく許可の申請を行うもの			可の申請を
<u>数料</u>				行う者が同
				時に他の同
				号の規定に
				基づく許可
				の申請を行
				う場合にお
				ける当該他
				の同号の規
				定に基づく
				許可の申請
				に係る手数
				料の額は、
				4,300円と
				する。

- 次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければ ならない。
- (1) 銃砲等又は刀剣類所持許可証書換え手数料 書換えの時
- (2) 銃砲等又は刀剣類所持許可証再交付手数料 再交付の時
- (3)~(12) [略]

3~5 [略]

別表第9(第3条関係)

別	表第2(	第3条関係)			
	手数料	区分	単位	金 額	備考
	[略]				
	36 <u>銃砲</u>	銃刀法第4条第1項第1号	[略]		銃刀法第4
	等又は	の規定による猟銃又は空気			条第1項第
	刀剣類	銃の所持の許可を現に受け			1号の規定
	<u>所持許</u>	ている者で同号の規定に基			に基づく <u>猟</u>
	可申請	づく <u>猟銃又は空気銃の所持</u>			銃又は空気
	<u>手数料</u>	<u>の</u> 許可の申請を行うもの			銃の所持の
					許可の申請
					を行う者が
					同時に他の
					同号の規定
					に基づく <u>猟</u>
					銃又は空気
					銃の所持の
					許可の申請
					を行う場合
					における当
					該他の同号
					の規定に基
					づく <u>猟銃又</u>
					は空気銃の
					<u>所持の</u> 許可
					の申請に係
					る手数料の
					額は、4,3
					00円とする
					0
		<u>銃刀法第4条第1項第1号</u>	同	6,800円	銃刀法第4
		の規定によるクロスボウの			条第1項第
		<u>所持の許可を現に受けてい</u>			<u>1号の規定</u>
		<u>る者で同号の規定に基づく</u>			に基づくク
		クロスボウの所持の許可の			ロスボウの
		<u>申請を行うもの</u>			所持の許可
					の申請を行
					う者が同時
					に他の同号
					の規定に基
					づくクロス
					ボウの所持
					の許可の申
					請を行う場
					<u>合における</u>
					当該他の同
					号の規定に
					基づくクロ
		1			

			- 1,							T
										スボウの所
										持の許可の
										申請に係る
										手数料の額
										は、4,300
										円とする。
	[略]				1		[			110,00
Emtr 3	世份」				-	Emtr 3	[ 地合]			
[略]	At Till the A father A Time A F	4 1 1 1	Emtr 3		-	[略]	TIL NT 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 //l->=	[mtz]	
37 猟銃	銃刀法第4条第1項第1号	<u>1人</u> に	[略]			37 猟銃	現に銃刀法第4条第1項第	<u>1件</u> に	[略]	
及び空	の規定による許可を受けて	つき				及び空	1号の規定による許可を受	つき		
気銃の	猟銃 <u>若しくは</u> 空気銃を所持					気銃の	けて猟銃 <u>又は</u> 空気銃を所持			
取扱い	している者 <u>又は</u> 銃刀法第5					取扱い	している者 <u>及び</u> 銃刀法第5			
に関す	条の2第3項第2号に掲げ					に関す	条の2第3項第2号 <u>又は第</u>			
る講習	る者					る講習	<u>3号</u> に掲げる者			
手数料	[昭各]					手数料	[略]			
						<u>37の2</u>	現に銃刀法第4条第1項第	1件に	3,000円	
						<u>クロス</u>	1号の規定による許可を受	<u>つき</u>		
						ボウの	けてクロスボウを所持して			
						取扱い	<u>いる者</u>			
						に関す	その他の者	亘	<u>6,900円</u>	
						る講習		-	3,00013	
						手数料				
[mtz]					-					
[略]					-	[略]	5-63	-		
39 国際	[略]					39 <u>国際</u>	[略]			
競技に						競技に				
参加す						参加す				
<u>る外国</u>						る外国				
人に対						人に対				
<u>する銃</u>						<u>する銃</u>				
<u>砲又は</u>						砲等又				
刀剣類						は刀剣				
所持許						<u>類所持</u>				
可申請						許可申				
<u> </u>						請手数				
<u> </u>						料				
40 At Th	[mb]				+ $+$		Γm⁄z ¬			
40 <u>銃砲</u>	[照各]					40 <u>銃砲</u> 等又は	[昭]			
又は刀						等又は				
<u>剣類所</u>						刀剣類				
持許可						<u>所持許</u>				
証書換						可証書				
え手数						換え手				
<u>料</u>						数料				
41 <u>銃砲</u>	[略]					41 <u>銃砲</u>	[略]			
又は刀						等又は				
<u>剣類所</u>						刀剣類				
持許可						所持許				
証再交						可証再				
付手数						交付手				
						数料				
料 40 70% 4.4	W 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	r-+-		M71.2			加まる芸術でであるとしょん。	r <sub>mt-</sub>		At 71.14.7% =
42 <u>猟銃</u>	新たな許可証の交付を <u>伴う</u>	[略]		銃刀法第7		42 <u>猟銃</u>	新たな許可証の交付を <u>伴う</u>	[略]	l	銃刀法第7
				条の3第1		<u>若しく</u>	銃刀法第7条の3第1項の			条の3第1
<u>又は空</u>	場合									
	場合			項の規定に		は空気	規定に基づく猟銃又は空気			項の規定に
<u>又は空</u>	場合			項の規定に 基づく許可		<u>は空気</u> <u>銃又は</u>	規定に基づく猟銃又は空気 銃の所持の許可の更新の申			項の規定に 基づく <u>猟銃</u>

## 令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 号外 第 67 号 **宮 崎 県 公 報**

〒和 3 年 12 月 20 日 (月曜日) 5外 第 0/	,	 프	呵	垰	公	牧			
<u>請手数</u>	請を行う者		<u>ボウ所</u>						<u>の所持の</u> 許
	が同時に他		持許可						可の更新の
	の同項の規		更新申						申請を行う
	定に基づく		請手数						者が同時に
	許可の更新								他の同項の
	の申請を行								規定に基づ
	う場合にお								く <u>猟銃又は</u>
	ける当該他								空気銃の所
	の同項の規								持の許可の
	定に基づく								更新の申請
	許可の更新								を行う場合
	の申請に係								における当
	る手数料の								該他の同項
	額及び銃刀								の規定に基
	法第7条の								づく <u>猟銃又</u>
	3第1項の								は空気銃の
	規定に基づ								<u>所持の</u> 許可
	く許可の更								の更新の申
	新の申請を								請に係る手
	行う者が同								数料の額及
	時に銃刀法								び銃刀法第
	第4条第1								7条の3第
	項第1号の								1項の規定
	規定に基づ								に基づく <u>猟</u>
	く許可の申								銃又は空気
	請を行う場								銃の所持の
	合における								許可の更新
	当該銃刀法								の申請を行
	第7条の3								う者が同時
	第1項の規								に銃刀法第
	定に基づく								4条第1項
	許可の更新								第1号の規
	の申請に係								定に基づく
	る手数料の								猟銃又は空
	額は、4,8								気銃の所持
	00円とする								<u>の</u> 許可の申
	0								請を行う場
									合における
									当該銃刀法
									第7条の3
									第1項の規
									定に基づく
									猟銃又は空
									気銃の所持
									<u>の</u> 許可の更
									新の申請に
									係る手数料
									の額は、4
									,800円とす
									る。
				新たな許	可証の交	付を伴う	亘	7,200円	銃刀法第7
				銃刀法第	7条の3	第1項の			条の3第1
				規定に基	づくクロ	スボウの			項の規定に
		_		所持の許	可の更新	の申請の			基づくクロ

		<u> </u>	711 0 1 12 73 20 11	(7), E [1/ 3/1	
			<u>場合</u>		<u>スボウの所</u>
					持の許可の
					更新の申請
					<u>を行う者が</u>
					同時に他の
					同項の規定
					に基づくク
					ロスボウの
					所持の許可
					の更新の申
					請を行う場
					合における
					当該他の同
					項の規定に
					基づくクロ
					<u>スボウの所</u>
					持の許可の
					更新の申請
					に係る手数
					料の額及び
					銃刀法第7
					条の3第1
					項の規定に
					基づくクロ
					スボウの所
					持の許可の
					更新の申請
					<u>を行う者が</u>
					同時に銃刀
					法第4条第
					<u>1 項第 1 号</u>
					の規定に基
					づくクロス
					ボウの所持
					の許可の申
					請を行う場
					合における
					当該銃刀法
					第7条の3
					第1項の規
					定に基づく
					<u>クロスボウ</u>
					の所持の許
					可の更新の
					申請に係る
					手数料の額
					は、4,800
					円とする。
新たな許可証の交付を <u>伴わ</u>	[	銃刀法第7	新たな許可証の交付を <u>伴わ</u>	[略]	銃刀法第7
ない場合		条の3第1	ない銃刀法第7条の3第1		条の3第1
		項の規定に			現の規定に
			項の規定に基づく猟銃又は		
		基づく許可	空気銃の所持の許可の更新		基づく <u>猟銃</u>
		の更新の申	の申請の場合		又は空気銃
		請を行う者			<u>の所持の</u> 許

_	10111 0	4 12 万 20 日	(77.22)	5/1 20	· ,	一	ᄪ	ౣ :				
					が同時に他							可の更新の
					の同項の規							申請を行う
					定に基づく							者が同時に
					許可の更新							他の同項の
					の申請を行							規定に基づ
					う場合にお							く 猟銃又は
					ける当該他							空気銃の所
					の同項の規							持の許可の
					定に基づく							更新の申請
					許可の更新							を行う場合
					の申請に係							における当
					る手数料の							該他の同項
					額及び銃刀							の規定に基
					法第7条の							づく <u>猟銃又</u>
					3第1項の							は空気銃の
					規定に基づ							<u>所持の</u> 許可
					く許可の更							の更新の申
					新の申請を							
												請に係る手
					行う者が同							数料の額及
					時に銃刀法							び銃刀法第
Ш					第4条第1							7条の3第
					項第1号の							1項の規定
					規定に基づ							に基づく <u>猟</u>
					く許可の申							銃又は空気
					請を行う場							銃の所持の
					合における							許可の更新
Ш					当該同項の							の申請を行
Ш					規定に基づ							う者が同時
Ш					く許可の更							に銃刀法第
					新の申請に							4条第1項
					係る手数料							
												第1号の規
					の額は、4							定に基づく
					,400円とす							猟銃又は空
					る。							気銃の所持
												<u>の</u> 許可の申
												請を行う場
												合における
												当該銃刀法
												第7条の3
												<u>第1項</u> の規
												定に基づく
												猟銃又は空
												気銃の所持
												<u>の</u> 許可の更
												新の申請に
												係る手数料
												の額は、4
												,400円とす
												る。
								新たな許可	[証の交付を伴わ	回	6,800円	銃刀法第7
								ない銃刀法	第7条の3第1			条の3第1
								項の規定に	基づくクロスボ			項の規定に
								ウの所持の	許可の更新の申			基づくクロ
								請の場合				スボウの所
								· »/ LI				<u> </u>

崎 県 公 報 持の許可の 更新の申請 を行う者が 同時に他の 同項の規定 に基づくク ロスボウの <u>所持の許可</u> の更新の申 請を行う場 合における 当該他の同 項の規定に 基づくクロ スボウの所 持の許可の 更新の申請 に係る手数 料の額及び 銃刀法第7 条の3第1 項の規定に 基づくクロ <u>スボウの所</u> 持の許可の 更新の申請 を行う者が 同時に銃刀 法第4条第 1項第1号 の規定に基 <u>づくクロス</u> ボウの所持 の許可の申 請を行う場 合における <u>当該銃刀法</u> 第7条の3 第1項の規 定に基づく クロスボウ の所持の許 可の更新の 申請に係る 手数料の額 は、4,400 円とする。 [略] [略] 44 <u>射撃</u> [略] 44 <u>猟銃</u> [略] 練習資 、空気 格認定 銃又は 申請手 空気拳 数料 銃射撃 練習資

令和 3 年 12 月 20 日 (月曜日)

号外 第 67 号

宮

## 宮崎県公報

	rhet I				
	申請手				
	<u>数料</u>				
[屬各]	[略]				
4の5 [略]	44の 5	[昭各]			
年少射	年少射				
撃資格	撃資格				
講習手	講習手				
数料	数料				
	<u>44の6</u>		1件に	9,300円	銃刀法第9
	<u>クロス</u>		<u>っき</u>		条の16第1
	<u>ボウ射</u>				項の規定に
	撃練習				基づく射撃
	資格認				練習を行う
	定申請				<u>資格の認定</u>
	<u>手数料</u>				の申請を行
					う者が同時
					に他の同項
					の規定に基
					づく射撃練
					習を行う資
					格の認定の
					申請を行う
					場合におけ
					る当該他の
					同項の規定
					に基づく射
					撃練習を行
					う資格の認
					定の申請に
					係る手数料
					<u>の額は、5</u>
					<u>,600円とす</u>
					<u>3.</u>
[冊各]	[略]				

附 則

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第45号

#### 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成24年宮崎県条例第72号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(信号機に関する基準)	(信号機に関する基準)
第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当	第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当
該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置	該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置
する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うこ	する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うこ
とができる信号機であることとする。	とができる信号機であることとする。
(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第2条第4項	(1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第 270号)第2条第4項

に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用 青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しよう としている視覚障がい者に対し、歩行者用青信号の表示を開 始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するため の音響を発することができるもの に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用 青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しよう としている視覚障がい者に対し、歩行者用青信号の表示を開 始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するため の音響を発することができるもの<u>(当該表示を開始したこと</u> 又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障 がい者が使用する通信端末機器に送信することができるもの を含む。)

イ・ゥ [略]

(2) [略]

イ・ゥ [略]

(2) [略]

附則

この条例は、公布の日から施行する。